○防衛省令第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日　防衛大臣　小野寺五典

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。	［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　局次長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び防衛省本省の審議官	二　局次長、衛生監、施設監、報道官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び防衛省本省の審議官
三～十　［略］	三～十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

告示

○厚生労働省告示第二百五十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の四第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十七日　厚生労働大臣　加藤勝信

通し番号	名称	整理番号
26819	アクリルアミド・アクリル酸・アクリロニトリル・スチレン・ブター１，３－ジエン・メタクリル酸・２－メチリデンコハク酸・メチル＝メタクリラート共重合物のカリウム及びナトリウム塩	９－3511
26820	２－アクリルアミド－２－メチルプロパン－１－スルホン酸・アクリル酸・*N*－*tert*－ブチルアクリルアミド共重合物のアンモニウム塩	９－3512
26821	アクリル酸・２－エチルヘキシル＝アクリラート・*N*，*N*－ジメチルアクリルアミド・２－ヒドロキシエチル＝アクリラート・ブチル＝アクリラート・メチル＝アクリラート共重合物と２－イソシアナトエチル＝アクリラートの付加反応生成物	９－3513
26822	アクリル酸・２－エチルヘキシル＝メタクリラート・シクロヘキシル＝メタクリラート・スチレン・２－ヒドロキシエチル＝アクリラート・２－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・ブチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物	９－3514
26823	アクリル酸・２－（ジエチルアミノ）エチル＝メタクリラート・３－（トリメトキシシリル）プロピル＝メタクリラート・α－ヒドロ－ω－（メタクリロイルオキシ）ポリ（オキシエチレン）・メチル＝メタクリラート共重合物	９－3515
26824	［アクリル酸とアクリル酸無水物と（オキシラン－２－イルメチル＝メタクリラート重合物）とメタクリル酸無水物のエステル化反応生成物］と無水コハク酸のエステル化反応生成物	９－3516
26825	［（アクリル酸と｛３－［３－ヒドロキシ－２，２－ビス（ヒドロキシメチル）プロポキシ］プロパン酸・ペンタエリトリトール重縮合物｝と無水コハク酸のエステル化反応生成物）と［２－（クロロメチル）オキシランと（フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物）の縮合反応生成物］の反応生成物］と無水コハク酸のエステル化反応生成物	10－3697
26826	アクリル酸・４，７，10－トリオキサトリデカ－１，12－ジエン・３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクチル＝アクリラート共重合物	９－3517
26827	［（アクリル酸とロジンの反応生成物）の水素化反応生成物］・（不飽和脂肪酸（Ｃ＝18）の二量体として得られる環式及び非環式ダイマー酸（Ｃ＝36を主成分とする。）を還元して得られるダイマージオール（カルボキシ基をヒドロキシメチル基にしたものに限る。））重縮合物	11－(4)－918
26828	７－（｛４－［（４－｛［６－（アクリロイルオキシ）ヘキシル］オキシ｝フェノキシ）カルボニル］シクロヘキサンカルボニル｝オキシ）－４’，６’－ジメチル［２，２’－ビ－１，３－ベンゾチアゾール］－４－イル＝４－｛［６－（アクリロイルオキシ）ヘキシル］オキシ｝フェニル＝シクロヘキサン－１，４－ジカルボキシラート	８－(7)－1939
26829	２－［（アクリロイルオキシ）メチル］－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジイル＝ジアクリラート・｛５－イソシアナト－１－（イソシアナトメチル）－１，３，３－トリメチルシクロヘキサンの三量体を主成分とする、［５－イソシアナト－１－（イソシアナトメチル）－１，３，３－トリメチルシクロヘキサン重付加物］｝・２－エチル－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジオール重付加物（主成分）と２，２－ビス［（アクリロイルオキシ）メチル］プロパン－１，３－ジイル＝ジアクリラートの混合物	10－3698
26830	α－アクリロイル－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）・エチレン＝４－｛［１，１，１，４，５，５，５－ヘプタフルオロ－３－（ヘプタフルオロプロパン－２－イル）－４－（トリフルオロメチル）ペンター２－エン－２－イル］オキシ｝ベンゾアート＝メタクリラート・α－メタクリロイル－ω－メトキシポリ（オキシエチレン）共重合物	９－3518
26831	α－アクリロイル－ω－ヒドロキシポリ［オキシ（メチルエチレン）］・５－イソシアナト－１－（イソシアナトメチル）－１，３，３－トリメチルシクロヘキサン・α－ヒドロ－ω－（メタクリロイルオキシ）ポリ［オキシ（メチルエチレン）］・［（両末端に２－ヒドロキシエチル基を有する、ブター１，３－ジエン重合物）の水素化反応生成物］重付加物	10－3699
26832	アクリロニトリル・ジビニルベンゼン・１，２，４－トリビニルシクロヘキサン共重合物の加水分解反応生成物	９－3519